

毎月勤労統計調査における常用労働者の定義の変更について

平成 29 年 11 月
厚生労働省政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室

毎月勤労統計調査では、常用労働者を常時 5 人以上雇用する事業所の賃金、労働時間、雇用を毎月調査していますが、平成 30 年 1 月分調査から、常用労働者の定義を以下のとおり変更します。

(変更後) ……平成 30 年 1 月分調査から

常用労働者とは以下のいずれかに該当するものをいう。

1. 期間を定めずに雇われている者
2. 1 か月以上の期間を定めて雇われている者

(変更前) ……平成 29 年 12 月分調査まで

常用労働者とは以下のいずれかに該当するものをいう。

1. 期間を定めずに雇われている者
2. 1 カ月を超える期間を定めて雇われている者
3. 臨時又は日雇労働者で前 2 カ月の各月にそれぞれ 18 日以上雇われた者

—調査対象事業所の皆様へのお願い—

この定義変更で、1 月分調査票の 5 (1)「前調査期間の末日は何人でしたか。」の常用労働者数が、前月 12 月分調査票の 5 (4)「本調査期間の末日は何人でしたか。」の常用労働者数と異なることになる場合は、調査票右下の備考欄に「**定義変更による人数変動あり**」とご記入ください。

(例) 12 月分調査までは、日雇いで 18 日以上雇っている者 2 人を含めて 15 人を報告していた場合、1 月分調査からは日雇いの者を除く 13 人の報告となりますが、この場合 12 月分調査票の 5 (4)「本調査期間の末日は何人でしたか。」が 15 名、1 月分調査票の 5 (1)「前調査期間の末日は何人でしたか。」が 13 名となり、一致しませんので、備考欄に「定義変更による人数変動あり」と記入してください。